



無所属 一人会派
HP「辻よし子と歩む会」で検索



☎ 197-0802
あきる野市草花 3012-20
T&F : 042-559-6941
携帯 : 090-9386-1275
e-mail : kusasigi@nifty.com

小さな声に耳をすまし、大きな力にひるまず、コツコツと手作りの政治を！



一般質問で、 男女格差について 取り上げました

世界経済フォーラムが発表した2018年男女格差ランキングで、日本の順位は149ヶ国中110位。世界の流れから大きく遅れを取っています。特に深刻なのが、政治と経済の分野です。

あきる野市の状況はどうでしょうか？ 市は、政策決定に関わる各種委員会で、30%以上を女性委員にする目標を掲げていますが、達成率はグラフの通りで、成果が上がっているとは言えません。

政治分野における男女格差をなくすために必要とされるのが、女性リーダーの育成です。先進自治体である仙台市では、1970年代から女性が社会問題について学ぶ場をつくり、そのことが東日本大震災での避難所における女性の活躍につながりました。特に災害時には子どもや障がい者など、弱者の人権を守るために女性の視点が欠かせません。男性が物事を決め、女性は裏で支えるという古い役割分業を変え、女性が意思決定の場に参加することが重要です。仙台市では、まちづくりに女性が関われるよう、地域における女性リーダーの育成に力を入れています。

こうした先進事例を取り上げ、あきる野市でも女性リーダーの育成が必要ではないかと問い掛けました。前向きな答弁がありましたので、実現に向けて、市と共に努力していきたいと思えます。

経済的な男女格差としては、あきる野市の非正規職員の問題を取り上げました。あきる野市の非正規職員の割合は6割で、そのうち8割以上が女性です。非正規職員は正規職員に比べて賃金が低

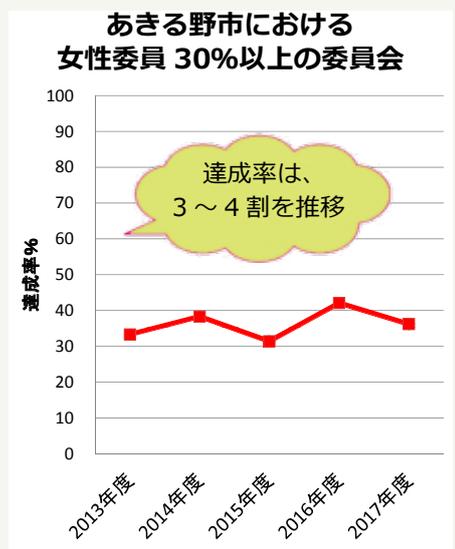
くだけでなく、通勤手当、退職手当、夏季休暇、育児休暇等がなく、処遇面でも不利な立場に置かれています。特に、あきる野市は東京26市の中で、非正規職員の休暇制度の整備が後れています。

また、女性活躍推進法では、女性が働きやすい職場環境を整えるために計画策定（特定事業主行動計画）を義務付けています。しかし、あきる野市の行動計画では、非正規の女性職員がほとんど計画の対象になっていません。

以上の問題点を指摘したところ、市は改善の必要性を認め、2020年度から導入される会計年度任用職員制度に合わせて整備していくとの答弁でした。

新制度の目的の一つは非正規職員の処遇改善です。現在、嘱託員の中には業務内容や勤務時間から見て、正規職員に匹敵する仕事をしているにもかかわらず、処遇に大きな違いがあり、身分の不安定な方々がいます。新制度の下で、こうした方々をフルタイム会計年度任用職員に移行させれば、処遇については一定の改善を図ることができそうです。問題は、どれだけの職種がフルタイム会計年度任用職員に移行されるかです。財政的な理由で、処遇の劣るパートタイム会計年度任用職員にしてしまう自治体が多いのではないかと危惧されています。

この点についてあきる野市の姿勢を確認したところ、フルタイムに値する職務内容であれば、フルタイム会計年度任用職員となる、との答弁が得られました。



予算委員会

引田の土地区画整理事業に多額の税金が使われ、また、他の事業においても、財政面からの見直しが不十分であることから、一般会計予算案に反対しました。

今年度、区画整理事業に10億円。そのうち、借金(市債)が7億円。超高齢化社会へ向かう中将来にツケを残すべきではありません。

引田駅北口土地区画整理事業の新年度予算は、約10億円です。歳入内訳は、一般会計からの繰入金が約1億5千万円。国と都からの補助金が約1億5千万円。借金(市債)が約7億円。市の推計によれば、2025年度時点の借金の元金残高は、約24億円になります。

今年度から道路工事が始まりますが、個別に承諾を取って、前倒しで着手する方法(起工承諾)によるものです。これは、大災害で復興が急がれる場合などに使われる手法です。各地権者の土地がどこに移るか(仮換地設計)、まだ決定したわけではありません。移転先がまったく決まっていない地権者や事業そのものに納得していない地権者もいます。それにもかかわらず前倒しで工事を進めるとは、なんと強引なやり方でしょう。

また、まちづくりのための地区計画(建物の高さや店舗の種類等、様々な制限を設けることで調和のとれたまち並みをつくる計画)が決まっていないうちに、限られた地権者だけで進出企業の選択がおこなわれました(スーパーは決定。物流センターは調整中)。一人一人に寄り添って丁寧に進めるハズの事業が、急ピッチで強引に進んでいます。

生産緑地の追加指定は、禁止手の支援策。市民に分かる会計を!

前号の『市議会レポート』で、事業地内の生産緑地の追加指定は法の理念から外れ、行政としてあるまじき行為であることを書きました。市は、農地所有者の税負担を軽くするための支援策であることを認めています。昨年度、この支援策によって農地所有者に還付された税金の総額は、約1040万円。今年度は還付金ではなく、固定資産税の減収という形になり、その額は1040万円を超えます。しかし、今のままでは、全体の固定

資産税の増減額に埋もれて見えなくなってしまう。支援策にいくらかかったのか明確にするためにも、減収分を区画整理事業の特別会計から一般会計に補填すべきと指摘しました。

マイナンバーカードによる証明書のコンビニ交付。1枚当たりの費用は、3,500円!税金の使い方として問題です。

マイナンバーカードで、住民票等をコンビニで取得できるサービスが、昨年10月からスタートしました。しかし、マイナンバーカードの普及率は、わずか約14%(2月末現在)。一昨年度のシステム導入当初から反対してきましたが、この半年間のコンビニ交付の利用率は予想以上に低く、今年度の予測では1枚あたりの費用が3500円になる見込みです。低い市民ニーズに過剰なサービス。税金の使い方として問題です。

不登校の子どもが増加。せせらぎ教室でも、十分な受け入れができるような対応を。

市内の不登校の子どもたちの数は、ここ数年大幅に増加し(2015年56名、16年61名、17年83名、18年120名)、せせらぎ教室に通う子どもの数も増えています。しかし、新年度の指導員報酬額が昨年度と同額であるため、市の考えを尋ねました。すると「不登校をこれ以上増やすという考えであってはならない」「まずは学校が不登校を減らすことに力を注ぎたい」と強い調子で答弁され、驚きました。不登校には様々な理由があり、一律に否定的な捉え方をすることは問題です。もっと子どもの実態に合わせた柔軟な対応が必要なのではないでしょうか。



学校給食の牛乳。もっと柔軟な対応が、できないでしょうか。

牛乳を飲めないお子さんは、給食に出さないよう申請ができ、その分給食費は減額になります。しかし、昨年度から申請に医学的根拠に基づいた診断が必要になりました。そのため、「飲むとお腹がゴロゴロする」「家で飲む習慣がなくて飲めない」等の理由では申請ができなくなっていました。

その結果、一昨年の申請者が98人であったのに対し、昨年度は46人に激減しました。申請を厳しくした理由は「牛乳の栄養は子どもの成長に欠かせないから」とのことでした。では、新制度の導入後、申請を止めたお子さんは牛乳を飲むようになったのでしょうか。むしろ牛乳の廃棄量が増えていることはないか、昨年度の状況を尋ねたところ、特に調べていないとの回答でした。

制度が変更になる際、「子どもが飲めないとわかっていながら、毎日残して無駄にするのは心苦しい。それぞれの事情も考慮して選択できるように、見直してもらえないだろうか」等の声が保護者からも上がっていました。そうした声を押し切って制度変更した以上、当然、検証が必要だったのではないのでしょうか。改めて現状を把握し、制度の見直しを検討するよう求めました。

常任委員会

税金を使って管理する市道。市道認定の基準をHPで公開すべきでは。

住宅開発等に伴って、毎年たくさんの道路が、市道に認定されます。寄付される道路ではありますが、その後の管理は税金によって賄われます。市道に認定する道路の基準は、行き止まりの道路でもよいか、道路の幅員は何メートル以上必要か、道路に沿って何軒以上の家がなければならぬか等々、自治体によって基準が異なります。

あきる野市も独自の基準を設けていますが、情報公開請求をしないと見ることはできません。税金を使って管理する道路の基準なのですから、他市のようにHPで公開すべきではないかと指摘しました。



太陽光発電事業には、市長の同意が必要になりました。

一昨年、草花丘陵で太陽光発電の開発計画が持ち上がりましたが、地域住民が団結して見直しを求めた結果、開発は中止となりました。それをきっかけに、太陽光発電を適正に規制する条例の必要性が明らかになりました。これまで、常任委員会や一般質問を通じて、自然再生エネルギーに特化した条例の策定を提案しましたが、市では新たな条例は作らず、既存の都市環境条例に太陽光発電施設を加えるという条例改正を選びました。

条例のつくりとしてはやや無理があるようにも感じますが、条例の具体的な運用方法を質問したところ、市長の同意に条件を付けるなど、一定の規制が出来ることが確認できたため、条例改正に賛成しました。

アスベスト被害者の補償基金制度を求める陳情は、自公の反対で不採択に。

アスベスト被害者の補償基金制度を創設するよう、あきる野市議会から国に意見書を出して欲しいという陳情がありました。

委員会審議では、「今の救済制度で十分なので意見書を出すのは適切でない」「裁判で係争中なので意見書を出すのは控えるべき」との意見が多く、不採択になりました。

しかし、被害者が求めているのは、救済ではなく補償です。アスベスト患者が国に助けを求めているのではなく、国がアスベスト患者に謝罪し補償する責任を負っているのです。すでに10の地裁・高裁で国の責任が明らかにされ、補償を命じる判決を出しています。しかし、裁判には時間がかかり、全ての患者が裁判に訴えられるわけでもありません。だからこそ、裁判によらない補償を求めているのです。

それにもかかわらず、裁判で係争中であることを理由に不採択にすることは、被害者の声に耳を塞いで門前払いすることに他なりません。

また、三権分立の理念に則り、司法から独立した権限を持つ行政機関と立法機関に対し、市民の声を意見書として届けるのが、地方議会の役割ははずです。

市議会の HP に、すべての議案の賛否を掲載しています。

賛否の分かれた審議（3月定例会議）

(○は賛成、×は反対)	くさしぎ (辻)	自民党 志清会	公明党	未来	共産党	結果
2019年度 一般会計予算（2～3頁参照）	×	○	○	×	×	可決
2019年度 国民健康保険 特別会計予算	×	○	○	○	×	可決
2019年度 後期高齢者医療 特別会計予算	×	○	○	○	×	可決
2019年度 介護保険 特別会計予算	×	○	○	○	×	可決
2019年度 下水道事業 特別会計予算	×	○	○	○	○	可決
2019年度 引田区画整理事業 特別会計予算（2頁参照）	×	○	○	×	×	可決
手数料条例の一部改正（下記参照）	×	○	○	○	○	可決
災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正（下記参照）	×	○	○	○	○	可決
後期高齢者医療の一部負担金の割合を引き上げないよう求める陳情	○	×	×	○	○	不採択
介護保険制度の改善を求める陳情	○	×	×	○	○	不採択
アスベスト被害者補償基金制度を求める陳情（3頁参照）	○	×	×	○	○	不採択

反対した理由は……

◆手数料条例の一部改正

森林に関する情報（所有者や整備状況等）が新たに林地台帳にまとめられ、閲覧できるようになります。その手数料を定めるための条例改正です。

基本的には賛成ですが、森林整備を優先させるために、閲覧方法において個人情報保護の観点から、懸念される点があるため反対しました。

◆災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正

災害が起きた際、生活再建のために資金（災害援護資金）を貸し付ける制度があります。この4月から、国の法改正により貸付要件が緩和され、自治体の裁量によって、保証人を置かず、無利子の貸付もできるようになりました。

あきる野市は、保証人を置く場合は無利子、置かない場合は利子1%としました。しかし、災害で親戚等を失って保証人が見つからないケースや、保証人自身が被災者というケースも出てくるでしょう。より深刻な被害を受けた人の貸付要件の方が厳しくなる可能性もあります。

せっかく国の法律が緩和されたのですから、被災者支援の視点に立って、保証人は置かず、無利子にすべきではないでしょうか。

被災者の生活再建が進まなければ償還も進まず、貸付の要件を厳しくすることで、かえって未償還の額が膨らんでしまうという問題が、阪神淡路大震災や東日本大震災でも起きています。



会派「くさしぎ」は、「草の根市議」から取った名前です。政党や大きな組織に属さず、市民の横のつながりを大切に、草の根民主主義を目指して活動しています。

現在は、辻よし子だけの一人会派です。

*クサシギは水辺の野鳥です→



辻よし子プロフィール：1960年生まれ。小学校教員を経て、ボランティアとしてタイの農村教育に関わる。1995年よりあきる野市に暮らす。「川原で遊ぼう会」を中心に、市内の環境保全活動に取り組む。3.11以後、新たに脱原発の市民活動を始める。2015年10月の補欠選挙で初当選。現在2期目。常任委員会は、環境建設委員会に所属。夫、高3の次男、ネコ1匹と草花に暮らす。



HPをご覧ください！